- ※各項目のポイントを簡潔に記載すること。
- ※技術の概要を平易な用語や図表を用いて、A4 用紙 1 枚でまとめた資料を添付すること。
- ※既に記載されている様式を変更することなく、空欄を埋める形で記載し、1枚に収めること。

申請団体名	日本眼科医会
技術名	涙点閉鎖術
技術の概要	涙小管を熱凝固し、涙点部位を縫合閉鎖する。
対象疾患名	ドライアイ、乾性角結膜炎、シェ−グレン症候群
保険収載の必要性	本治療法は涙点プラグによる非観血的涙点閉鎖術と比べ多少侵襲はあるもののその有効性は高く、重篤なドライアイや涙点プラグの適応とならない涙点の治療として必須であり保険収載の必要性があると考えられる。
【評価項目】	
I -①有効性 ・治癒率、死亡率、QOL の改善等 ・学会のガイドライン等 ・エビデンスレベル	エビデンスレベル (別紙参照): V 本法による術式では涙点プラグ挿入術、従来の方法での閉鎖より確実に涙点閉鎖が可能。(涙液減少型ドライアイの重症例に対する新しい涙点閉鎖術と術後成績、日眼会誌、108巻、9号、p560-565、平成16年)
I -②安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度	頻度は少ないが少量の出血や角膜熱傷が生じうるが総じて視力や眼瞼の障害が少なく安全である。
I-③技術的成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度(専門性、施設基準等)	眼科専門医又は眼科研修医。施設基準は不要。
I-④倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)	問題なし
I -⑤普及性 · 年間対象患者数 · 年間実施回数等	年間対象患者数8,784人年間実施回数10,032回平成 21 年診療行為別統計より推計 涙点プラグ挿入術年間件数 43,920 件×20%=8,784 人 涙点プラグ挿入術年間回数 50,160 回×20%=10,032 回
I-⑥効率性 ・新規性、効果等について既存の治療法、検査法等と比較	涙点プラグ挿入術の 20%が涙点閉鎖術に変更されると考え 涙点閉鎖術による増加分: 10,032 回×2,609 点=261,734,880 円増 涙点プラグ挿入術の 20%減: 10,032 回×10,810 円=108,445,920 円減 261,734,880 円増-108,445,920 円減=153,288,960 円増 <u>予想影響額 1,906,080 円 増</u> 既存の技術;診療報酬の区分番号 K200-2 技術名 涙点プラグ挿入術
Ⅰ -⑦診療報酬上の取扱	
・妥当と思われる区分 (一つに〇をつける) ・妥当と思われる点数及びその根拠	C 在宅 D 検査 E 画像 F 投薬 G 注射 H リハビリ I 精神 J 処置 K 手術 L 麻酔 M 放射線 N 病理・その他 O K 手術 点数 2,609 点 (1点10円)
	≪1≫ 外保連試案点数(試案にない場合は妥当な点数):666 点≪2≫ 別途請求が認められていない必要材料と価格(定価):19,434円(試案参照)

技術名: 涙点閉鎖術

技術の概要:涙小管を熱凝固し、涙点部位を縫合閉鎖する。

対象疾患:ドライアイ、乾性角結膜炎、シェ-グレン症候群

本治療法は涙点プラグによる 非観血的涙点閉鎖術と比べ 多少侵襲はあるもののその 有効性は高く、重篤なドライアイ や涙点プラグの適応とならない 涙点の治療として必須である。



涙点をジアテルミーによる焼灼



涙点をナイロン糸により縫合

診療報酬上の取扱い

区分 手術: 1, 100点(1点10円)

- ※各項目のポイントを簡潔に記載すること。
- ※技術の概要を平易な用語や図表を用いて、A4 用紙 1 枚でまとめた資料を添付すること。
- ※既に記載されている様式を変更することなく、空欄を埋める形で記載し、1枚に収めること。

申請団体名	日本眼科医会
技術名	緑内障術後管理加算
技術の概要	緑内障術後、眼内コントロールのため濾過胞の管理、処理を行なう。
対象疾患名	緑内障
保険収載の必要性	本治療は、緑内障術後必須であり、失明予防のための有効な管理であるため 保険収載の必要性があると考えられる。
【評価項目】	
I - ①有効性 ・治癒率、死亡率、QOL の改善等 ・学会のガイドライン等 ・エビデンスレベル	エビデンスレベル (別紙参照); IV 術後眼圧が 15mm H g 以下にコントロールされる確率は 76% レーザー切糸術の術 後管理で眼圧コントロールが良好と報告あり (文献: あたらしい眼科 12: 803-806, 1995, 早川友康、山本哲也、北澤克明:マイトマイシンC併用線維柱帯切除 術後のレーザー切糸術)
I-②安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度	低眼圧や高眼圧により、脈絡膜剥離や出血の可能性はあるが、予後は良好でリスクは少ないと考えられる。
I -③技術的成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度(専門性、施設基準等)	眼球マッサージ、縫合糸レーザー切糸、結膜縫合、圧迫眼帯等 手術後に実施しており、技術的な専門性も高く労力を必要とする。学会でも手術後、必須の処置と記載されているが保険収載されていない。
I -④倫理性・社会的妥当性	問題なし
(問題点があれば必ず記載)	
I -⑤普及性 ·年間対象患者数 ·年間実施回数等	年間対象患者数7,556人年間実施回数7,556回特になし
I-⑥効率性 ・新規性、効果等について既存の治療法、検査法等と比較	緑内障手術再手術率は、30%。本管理により再手術率を 15%に減らすことが可能(有効率 50%)年間手術実数 15,132 件×15%=2,269 件の再手術を減らすことが可能。新設によって新しく追加されるコストは、3,000 点×15,132 件×50%=22,698,000 点 58,835,170-22,698,000=36,137,170 点のコスト減予想影響額 361,371,700 円 減 既存の技術;診療報酬の区分番号 技術名
Ⅰ -⑦診療報酬上の取扱	
・妥当と思われる区分 (一つに〇をつける)	C 在宅 D 検査 E 画像 F 投薬 G 注射 H リハビリ I 精神 J 処置 K 手術 L 麻酔 M 放射線 N 病理・その他 ○その他
・妥当と思われる点数及びその根拠	点数 k220 結膜縫合術 1,260 点、k273 隅角光凝固術 8,970 点、k248-2 顕微鏡下角膜抜糸術 980点 ※これは複数種類、複数回必要 点(1点 10円) ≪1≫ 外保連試案点数(試案にない場合は妥当な点数): k220 結膜縫合術 1,260 点、k273 隅角光凝固術 8,970 点、k248-2 顕微鏡下角膜抜糸術 980 点 ※これは複数種類、複数回必要≪2≫ 別途請求が認められていな い必要材料と価格(定価):

技術名:緑内障術後管理加算

緑内障術後、眼内コントロールのため濾過胞の管理、処理を行なう。

対象疾患:緑内障

本治療は、緑内障術後必須であり、失明 予防のための有効な管理であるため保険 収載の必要性があると考えられる。

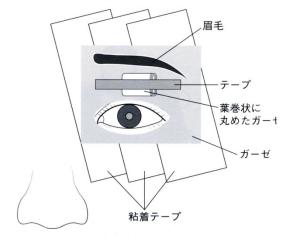


図4 圧迫眼帯の方法

濾過胞のある部位の上眼瞼に葉巻状に丸めたガーゼを て、テープで固定する。眉毛の少し下あたりにガーゼが 定される。眼軟膏を点入した後、ガーゼを当て、上から 着テープで強く押さえつける。

診療報酬上の取扱い

区分 管理料:3,000点(1点10円)

- ※各項目のポイントを簡潔に記載すること。
- ※技術の概要を平易な用語や図表を用いて、A4 用紙 1 枚でまとめた資料を添付すること。
- ※既に記載されている様式を変更することなく、空欄を埋める形で記載し、

 1枚に収めること。

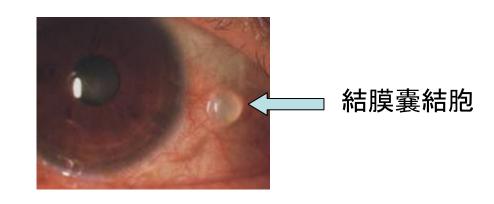
申請団体名	日本眼科医会
技術名	結膜囊胞切除術
技術の概要	結膜を切開し、結膜下の嚢胞を切除する術式。
対象疾患名	結膜リンパ管拡張症、リンパ管能嚢胞
保険収載の必要性	本疾患を結膜腫瘍と考えると、結膜腫瘍切除術で算定が可能だが、手術の技 術難易度、使用手術器具等の内容から考え、高点数である。別項目を新設す る必要があると思われる。
【評価項目】	
I -①有効性 ・治癒率、死亡率、QOL の改善等・学会のガイドライン等・エビデンスレベル	<u>エビデンスレベル (別紙参照); V</u> ほぼ 100%治癒させることが可能
I -②安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度	眼球外の手術操作であり安全性は高い
I -③技術的成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度(専門性、施設基準等)	技術度 C
I -④倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)	問題なし
I -⑤普及性 ・年間対象患者数 ・年間実施回数等	年間対象患者数9,000人年間実施回数9,000回特になし
I -⑥効率性 ・新規性、効果等について既存の治療法、検査法等と比較	特になし <u>予想影響額 54,810,000円 減</u> 既存の技術;診療報酬の区分番号 K225-3 技術名 結膜肉芽腫摘出術
・妥当と思われる区分 (一つにOをつける)	C 在宅 D 検査 E 画像 F 投薬 G 注射 H リハビリ I 精神 J 処置 K 手術 L 麻酔 M 放射線 N 病理・その他 〇 K 手術
・妥当と思われる点数及びその根拠	<u>点数 *800 点(1点10円)</u> ≪1≫ 外保連試案点数(試案にない場合は妥当な点数):630 点≪2≫ 別 途請求が認められていない必要材料と価格(定価):14,084円(試案参照)

技術名:結膜囊胞切除術

技術の概要:結膜を切開し、結膜下の嚢胞を切除する術式。

対象疾患:結膜嚢胞、結膜リンパ管拡張症、リンパ管能嚢胞

本疾患を結膜腫瘍と考えると、 結膜腫瘍切除術で算定が可能だが、 手術の技術難易度、使用手術器具等 の内容から考え、高点数である。別項目 を新設する必要があると思われる。



診療報酬上の取扱い

区分 手術:800点(1点10円)

申請団体名	日本眼科医会
技術名	 角膜曲率半径計測、屈折検査、矯正視力、精密眼圧測定
診療報酬区分(1つに〇)	C在宅・D検査・E画像・F投薬・G注射・Hリハビリ・I精神・J処置・ K手術・L麻酔・M放射線・N病理・その他 ○D検査
診療報酬番号	D265、D261、D263-1、D263-2、D264
技術の概要	それぞれ、 角膜の屈折力と乱視、眼全体の屈折力と乱視を測定する。矯正に必要なレン ズの度数を測定する。眼圧を定量的に測定する。
再評価区分	1. 算定要件の見直し(適応疾患の拡大、施設基準、回数制限等) 2. 点数の見直し(増点) 3. 点数の見直し(減点) 4. 点数の見直し(別の技術料として評価) 5. 保険収載の廃止 6. その他(点数の見直し(増点)
具体的な内容	平成 22 年度改定で減額された上記の眼科学的検査の増点(復点)を要望する。 要望点数 D265 89点、D261 74点、D263-1 74点、D263-2 74点 D264 85点 <u>点数 *連番1:255点、連番3:288点、連番5:426点、連番21:404点 (1点10円)</u> 《1》 外保連試案点数(試案にない場合は妥当な点数):連番1:255点、連番3:288点、連番5:426点、連番21:404点 《2》 別途請求が認められていない必要材料と価格(定価):0円
【評価項目】	
Ⅲ-①再評価の理由 (根拠、有効性等について必ず記載すること。)	平成 22 年度改定で医療機器の価格に基づく検査及び処置の適正化として(使用する機器の価格や検査に要する時間等のデータに基づき)、3~5点の不合理な減額が一方的になされた。既に外保連に対して不合理点として提出しているが、実際に機器の価格を調査した所、平成 10年に比して機器の価格は約4~10%上昇(機器の精度向上による)しており、検査に要する時間には全く変化なし。減点の根拠に乏しいものである。今回減額された検査は眼科学的検査の基本となるもので、医療機関への負の影響が大きく適正な評価と点数の改善を要する。
点数の見直しの場合	<u>点</u> → 点
Ⅲ-②普及性の変化・年間対象患者数の変化・年間実施回数の変化等	## 年間対象患者数の変化 現在 13,280万 人→
Ⅲ-③予想される医療費へ影響(年間)	<u>予想影響額 0 円 増</u>

(影響額算出の根拠を記載する。) ・予想される当該技術に係る医療費 ・当該技術の保険収載に伴い減少又 は増加すると予想される医療費	平成 21 年社会医療診療行為別調査による角膜曲率半径計測 5.7 億円増、屈 折検査 12.1 億円、矯正視力検査 1 2.3 億円、同 2 23.1 億円、精密眼圧測 定 17.2 億円
Ⅲ-④算定要件の見直し等によって、 新たに使用される医薬品又は医療機器(未採用技術の例にならって記載)	1. 特になし (別紙及び添付文書は不要)
Ⅲ-⑤その他	外保連試案コード: 15 - 1 - 1, 3, 5, 21 技術度: B(連番 21→D) 医師(術者以外): 0 看護師: 0(連番 21→1) そ の他: 1(連番 21→0) 所要時間(分): 15(連番 5→30)
Ⅲ−⑥関係学会、代表的研究者等	

申請団体名	日本眼科医会
技術名	外来管理加算点数以下の眼科学的諸検査
診療報酬区分(1つに〇)	C在宅・D検査・E画像・F投薬・G注射・Hリハビリ・I精神・J処置・ K手術・L麻酔・M放射線・N病理・その他 OD検査
診療報酬番号	D259, D266, D267, D268, D269, D271, D272, D273, D274, D276, D277, D282
技術の概要	眼科外来における諸検査(視野、光覚、色覚、眼筋機能、輻輳、眼球突出度、 角膜知覚、両眼視、立体視、前眼部細隙燈顕微鏡検査、前房隅角、網膜中心 血管圧、涙液分泌、涙管通水・通色素、中心フリッカー試験)
再評価区分	1. 算定要件の見直し(適応疾患の拡大、施設基準、回数制限等) 2. 点数の見直し(増点) 3. 点数の見直し(減点) 4. 点数の見直し(別の技術料として評価) 5. 保険収載の廃止 6. その他(算定要件の見直し(適応疾患の拡大、施設基準、回数制限等)
具体的な内容	外来管理加算点数 (52 点) 以下の眼科学的検査の点数 (38 点、42 点、48 点) を外来管理加算点数に読み替えて算定可能にする。 <u>点数 128 点 (1点10円)</u> ≪1≫ 外保連試案点数 (試案にない場合は妥当な点数):*128 点 ≪2≫ 別途請求が認められていない必要材料と価格 (定価):0円
【評価項目】	<u>I</u>
Ⅲ-①再評価の理由 (根拠、有効性等について必ず記載すること。)	再診時に諸検査等もなく計画的な医学管理を行った場合は外来管理加算を再 診料に加算するというルールがあるが、眼科学的書検査が外来管理加算点数 より低いのは明らかに不合理である。 労災保険診療の算定法と同じように外来管理加算点数以下の眼科学的諸検査 については外来管理加算の点数に読み替えて算定できるようにすべきであ る。
点数の見直しの場合	<u>点 → 点</u>
Ⅲ-②普及性の変化 - 年間対象患者数の変化 - 年間実施回数の変化等	<u>年間対象患者数の変化 現在 900万 人→</u> <u>900万 人 変化無し</u> <u>年間実施回数の変化 現在 9,500万 回→</u> <u>9,500万 回 変化無し</u> なし
Ⅲ-③予想される医療費へ影響(年間)	<u>予想影響額 3861291840 円 増</u>

(影響額算出の根拠を記載する。) ・予想される当該技術に係る医療費 ・当該技術の保険収載に伴い減少又 は増加すると予想される医療費	平成 21 年 5 月の外来管理加算点数以下の眼科学的諸検査の総数: 精密視野検査 (片側) 38 点、44, 259 件、色覚検査 2 1 以外の場合 38 点、2, 240 件、眼筋機能精密検査及び輻輳検査 38 点、72, 376 件、眼球突出度測定 38 点、 2, 430 件、角膜知覚計検査 38 点、810 件、両眼視機能精密検査,立体視検査, 網膜対応検査 38 点、64, 428 件、細隙燈顕微鏡検査 (前眼部) 48 点、4, 552, 356 件、前房隅角検査 38 点、43, 793 件、涙液分泌機能検査,涙管通水・通色素検 査 38 点、133, 240 件、中心フリッカー試験 38 点、13, 541 件、光覚検査 42 点、 1, 506 件、網膜中心血管圧測定 簡単なもの 42 点、750 件 上記眼科諸検査 が各 52 点になると 12 ヶ月分で約 38. 6 億円の増
Ⅲ-④算定要件の見直し等によって、 新たに使用される医薬品又は医療機器(未採用技術の例にならって記載)	1. 特になし(別紙及び添付文書は不要)
Ⅲ-⑤その他	外保連試案コード:*-*-* 技術度:* 医師(術者以外):* 看護師:* その他:* 所要時間(分): *
Ⅲ-⑥関係学会、代表的研究者等	

申請団体名	。 また、別称・VO記載が必要な場合は3代に収めること。 日本眼科医会
技術名	眼鏡処方箋発行加算(眼鏡処方にかかる時間と労力に見合う)
診療報酬区分(1 つに〇)	C在宅・D検査・E画像・F投薬・G注射・Hリハビリ・I精神・J処置・ K手術・L麻酔・M放射線・N病理・その他 〇その他
診療報酬番号	D263-1
技術の概要	適正な眼鏡作製のための諸検査を行い、詳細な眼鏡処方箋を発行する。
再評価区分	1. 算定要件の見直し(適応疾患の拡大、施設基準、回数制限等) 2. 点数の見直し(増点) 3. 点数の見直し(減点) 4. 点数の見直し(別の技術料として評価) 5. 保険収載の廃止 6. その他(点数の見直し(別の技術料として評価)
具体的な内容	別の技術料として評価 <u>点数 10 点 (1点10円)</u> ≪1≫ 外保連試案点数(試案にない場合は妥当な点数):*10 点 ≪2≫ 別途請求が認められていない必要材料と価格(定価):
【評価項目】	
Ⅲ-①再評価の理由 (根拠、有効性等について必ず記載すること。)	適正な眼鏡作成は、近視の予防・眼精疲労の予防などに必須であり、そのための詳細な眼鏡処方箋の発行は保険収載の必要があり、眼鏡処方は屈折検査、矯正視力検査、調節検査、眼位検査、眼球運動検査、不同視検査など屈折に関する総合的な知識と高い専門的技術が必要で、時間と労力も要求される。小・中・高校生に最も多い眼疾患である近視に対し適正な眼鏡を装用することによりやく 12%の近視の抑制効果がある。(文献; あたらしい眼科 6:747-753、2009 長谷部 聡、小学生、中学生、高校生の眼鏡)
点数の見直しの場合	_ 点 → 点
Ⅲ-②普及性の変化 ・年間対象患者数の変化 ・年間実施回数の変化等	年間対象患者数の変化 現在 4,316,976 人→
Ⅲ-③予想される医療費へ影響(年間)	予想影響額 45225960 円 増
(影響額算出の根拠を記載する。) ・予想される当該技術に係る医療費 ・当該技術の保険収載に伴い減少又 は増加すると予想される医療費	平成 21 年社会診療行為別調査平成 21 年 6 月審査分から「矯正視力検査 1 眼鏡処方せんの交付」376,883 回であることから年間眼鏡処方箋発行回数は、4,522,596 回と推察される。10 点の加算が新設された場合 45,225,960 円の増額が予想される。
Ⅲ-④算定要件の見直し等によって、 新たに使用される医薬品又は医療機器(未採用技術の例にならって記載)	1. 特になし(別紙及び添付文書は不要)

Ⅲ−⑤その他	外保連試案コード:*-*-* 技術度:* 医師(術者以外):* 看護師:* その他:* 所要時間(分): *
Ⅲ−⑥関係学会、代表的研究者等	

申請団体名	日本眼科医会
├─────────────────────────────── │技術名	│ │ 眼底三次元画像解析の同時制限の撤廃
診療報酬区分(1 つに〇)	C在宅・D検査・E画像・F投薬・G注射・Hリハビリ・I精神・J処置・ K手術・L麻酔・M放射線・N病理・その他 〇D検査
診療報酬番号	D256-2
技術の概要	光の干渉現象やレーザー、赤外線を利用して非侵襲的に眼底病変を解析し、 網膜の厚さを測定するとともに三次元的に画像解析する。
再評価区分	1. 算定要件の見直し(適応疾患の拡大、施設基準、回数制限等) 2. 点数の見直し(増点) 3. 点数の見直し(減点) 4. 点数の見直し(別の技術料として評価) 5. 保険収載の廃止 6. その他(算定要件の見直し(適応疾患の拡大、施設基準、回数制限等)
具体的な内容	同時制限の撤廃のため同点 <u>点数 *3,713 点 (1点10円)</u> ≪1≫ 外保連試案点数(試案にない場合は妥当な点数):3,713 点 ≪2≫ 別途請求が認められていない必要材料と価格(定価):0円
【評価項目】	
Ⅲ-①再評価の理由 (根拠、有効性等について必ず記載すること。)	眼底三次元画像解析は文字通り網脈絡膜の三次元構造を立体的に解析するものである。これと併せて行う眼底カメラ撮影は平面的二次元的所見を記録し診断に用いる検査であり、使用する医療機器も異なるものである。同時に施行した方が患者の検査上の負担も軽くなり有用である。
点数の見直しの場合	<u>点</u> <u>点</u>
Ⅲ-②普及性の変化 ・年間対象患者数の変化 ・年間実施回数の変化等	年間対象患者数の変化 現在 500,000 人 及・化無し 年間実施回数の変化 現在 1,500,000 回→ 1,500,000 回 変化無し 眼底疾患に対して行われる検査であり、対象患者数、実施回数とも変化なし。
Ⅲ-③予想される医療費へ影響(年間) (影響額算出の根拠を記載する。) ・予想される当該技術に係る医療費 ・当該技術の保険収載に伴い減少又 は増加すると予想される医療費	予想影響額 0 円 減 実施される経過観察時の眼底カメラ撮影が減少するためほとんど増減なしと 推定される。 実施される経過観察時の眼底カメラ撮影が減少するためほとんど増減なしと 推定される。
Ⅲ-④算定要件の見直し等によって、 新たに使用される医薬品又は医療機 器(未採用技術の例にならって記載)	1. 特になし(別紙及び添付文書は不要)
	I

Ⅲ-⑤その他	外保連試案コード:17-1-55 技術度:E 医師(術者以外):0 看護師:2 その他:1 所要時間(分): 60
Ⅲ-⑥関係学会、代表的研究者等	

申請団体名	日本眼科医会
診療報酬区分(1つに〇)	C在宅・D検査・E画像・F投薬・G注射・Hリハビリ・I 精神・J 処置・
	K手術・L麻酔・M放射線・N病理・その他 OD検査
診療報酬番号	D256-2
技術の概要	光の干渉現象やレーザー、赤外線を利用して非侵襲的に眼底病変を解析し、 網膜の厚さを測定するとともに三次元的に画像解析する。
再評価区分	1. 算定要件の見直し(適応疾患の拡大、施設基準、回数制限等) 2. 点数の見直し(増点) 3. 点数の見直し(減点) 4. 点数の見直し(別の技術料として評価) 5. 保険収載の廃止 6. その他(算定要件の見直し(適応疾患の拡大、施設基準、回数制限等)
具体的な内容	回数の見直しのため同点
	<u>点数 *3,713 点 (1点10円)</u> ≪1≫ 外保連試案点数(試案にない場合は妥当な点数):3,713 点 ≪2≫ 別途請求が認められていない必要材料と価格(定価):0円
【評価項目】	
Ⅲ-①再評価の理由 (根拠、有効性等について必ず記載すること。)	眼底三次元画像解析は加齢黄斑変性、糖尿病黄斑症、黄斑円孔その他、網膜疾患、緑内障等に対して有効な検査である。その中には急激に進行する症例、両眼性に発症する症例、術後の経過を早期に把握する必要のある症例等複数回の検査が必要となる場合がある。超音波検査と同様、必要に応じて二回目以降の検査も算定できるよう提案する。
点数の見直しの場合	
Ⅲ-②普及性の変化 ・年間対象患者数の変化 ・年間実施回数の変化等	<u>年間対象患者数の変化 現在 500,000 人→</u>
Ⅲ-③予想される医療費へ影響(年間) (影響額算出の根拠を記載する。) ・予想される当該技術に係る医療費 ・当該技術の保険収載に伴い減少又 は増加すると予想される医療費	<u>予想影響額 270000000 円 増</u> 1割、回数が増加するとすれば、15万件の増で 2,700万円の増加となる。 1割、回数が増加するとすれば、15万件の増で 2,700万円の増加となる。
Ⅲ-④算定要件の見直し等によって、 新たに使用される医薬品又は医療機器(未採用技術の例にならって記載)	1. 特になし(別紙及び添付文書は不要)
Ⅲ-⑤その他	外保連試案コード: 17 - 1 - 55 技術度: E 医師(術者以外): 0 看護師: 2 その他: 1 所要時間(分): 60

Ⅲ−⑥関係学会、代表的研究者等	

- ※各項目のポイントを簡潔に記載すること。
- ※技術の概要を平易な用語や図表を用いて、A4 用紙 1 枚でまとめた資料を添付すること。
- ※既に記載されている様式を変更することなく、空欄を埋める形で記載し、1枚に収めること。

申請団体名	日本眼科学会
技術名	ロービジョン訓練
技術の概要	視機能障害者・児の読書や書字に支障の軽減のため訓練
対象疾患名	身体障害者(視覚障害)並びに視覚的に生活困難があり支援を要する者
保険収載の必要性	読書や書字の支障を軽減を目的に保有視機能に応じた補助具を眼科医が選 定、視能訓練士等がリハビリテーション計画書に基に使用訓練を行なう。
【評価項目】	
I -①有効性 ・治癒率、死亡率、QOL の改善等 ・学会のガイドライン等 ・エビデンスレベル	エビデンスレベル (別紙参照); V 眼科ロービジョンケアは QOL 向上に寄与。拡大読書器を含む非光学的補助具および 光学的補助具は有用で生活や日常生活動作の改善につながる。地域の学校に在籍す る視覚障害児の指導・訓練は眼科医が行う必要がある。
I -②安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度	特になし
I - ③技術的成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度(専門性、施設基準等)	厚生労働省主催ロービジョンケア医師研修会で約300名が修了。また、日本ロービジョン会の認定研修会を受講した眼科医と視能訓練士が訓練を行う。施設基準なし。
Ⅰ-④倫理性・社会的妥当性	問題なし
(問題点があれば必ず記載)	F-88-1-4-
I -⑤普及性 ・年間対象患者数 ・年間実施回数等	年間対象患者数 100,000 人 年間実施回数 6 回 身体障害児者とその他の対象者の合計で 100,000 人
I -⑥効率性 ・新規性、効果等について既存の治療法、検査法等と比較	10万人が年6回のロービジョン訓練を受けるとすれば、3,000円×6回×10万人=18億円。一方、適切なサービスが提供されることにより、通常の眼科診療の受診検査は抑制されると推定される。年4回の受診が1回に減少し、一回あたりの医療費が3,500円として概算10.5億円の減。さらにロービジョン訓練により社会復帰が可能となり社会的・経済的自立が促進。予想影響額750,000,000円増 既存の技術;診療報酬の区分番号 技術名
Ⅰ−⑦診療報酬上の取扱	
・妥当と思われる区分	C 在宅 D 検査 E 画像 F 投薬 G 注射 H リハビリ I 精神
(一つにOをつける)	J処置 K手術 L麻酔 M放射線 N病理・その他 〇Hリハビリ
・妥当と思われる点数及びその根拠	<u>点数 300 点(1点10円)</u> ≪1≫ 外保連試案点数(試案にない場合は妥当な点数): リハビリテーション (H000-2, H001-3) は 20 分を 1 単位(100 点)としているが、ロービジョン訓練は1時間おこなう。≪2≫ 別途請求が認められていない必要材料と価格(定価): 0

眼科医療によるロービジョンケアの流れ【概要図】

プライマリケア

・対象者の選択

(失明の可能性や視覚的困難)

眼科医

・ロービジョンケア導入と心理的支援



ロービジョン訓練

・視機能の再評価

・補助具の選定と訓練

(拡大鏡・単眼鏡・拡大読書器など)

眼 科 医

視能訓練士

看 護 師

眼科医療におけるロービジョンケアは、眼科受診者からロービジョンケアの対象者を選び、導入することから始まる(プライマリケア)。そして、視機能の状態に応じて、拡大鏡(ルーペ)、弱視眼鏡(単眼鏡)、拡大読書器、遮光眼鏡などの選定を行う。拡大鏡、弱視眼鏡、拡大読書などの網膜像を拡大する補助具は、選定後、読み書き等を行うための使用訓練を行う。このようなロービジョン訓練を行なうことで、読み書きが可能となり、特別支援教育や福祉支援とより早く連携でき、QOL(生活の質)の向上につながっていく。



網膜色素変性に対する拡大鏡(ルーペ)



未熟児網膜症に対する弱視眼鏡(単眼鏡)



視神経萎縮に対する拡大読書器



白子症に対する遮光眼鏡

- ※各項目のポイントを簡潔に記載すること。
- ※技術の概要を平易な用語や図表を用いて、A4 用紙 1 枚でまとめた資料を添付すること。
- ※既に記載されている様式を変更することなく、空欄を埋める形で記載し、

 1枚に収めること。

申請団体名	日本眼科学会
技術名	前眼部 3 次元画像解析
技術の概要	光の干渉現象やレーザーを利用して非侵襲的に前眼部病変、角膜前・後面の 形状を3次元的に解析し、角膜厚、前房深度、隅角の角度、高次収差を測定 する。
対象疾患名	緑内障、円錐角膜、周辺角膜変性、角膜腫瘍、眼類天疱瘡、角膜感染症
保険収載の必要性	前眼部 OCT (Optical Coherence Tomography)、多機能型前眼部解析測定装置の前眼部 3 次元画像解析装置は、角膜の形状異常など種々の角膜疾患や屈折異常、緑内障の的確な診断に必須である。
【評価項目】	
I -①有効性 ・治癒率、死亡率、QOL の改善等 ・学会のガイドライン等 ・エビデンスレベル	エビデンスレベル (別紙参照); V 白内障手術後の眼内レンズの位置や水晶体と虹彩の位置関係を生体内で解析することが可能で、短時間で測定できる上に、これまでの検査機器と有意な相関を持っている。濾過胞形成術後の緑内障患者の管理に有用。
I -②安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度	副作用の報告はなく、リスクはない。
I -③技術的成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度(専門性、施設基準等)	当該技術を使用した報告が増加している。技術度D
I -④倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)	問題なし
I -⑤普及性 ・年間対象患者数 ・年間実施回数等	年間対象患者数 200,000 人 年間実施回数 2 回 検査の対象 20 万人。設置機器 800 台。年間実施件数は 1 台当り年間 500 件。
I -⑥効率性 ・新規性、効果等について既存の治療法、検査法等と比較	これまで画像検査が行なえなかったものが 3 次元で画像データーとしてとりあつかれ、経時的変化が観察でき客観的な判断も可能である。 <u>予想影響額8,180,000,000円 増</u> 既存の技術;診療報酬の区分番号 D265-2 技術名 角膜形状解析検査
Ⅰ -⑦診療報酬上の取扱	
・妥当と思われる区分 (一つに〇をつける)	C 在宅 D 検査 E 画像 F 投薬 G 注射 H リハビリ I 精神 J 処置 K 手術 L 麻酔 M 放射線 N 病理・その他 〇 D 検査
・妥当と思われる点数及びその根拠	<u>点数 2,098 点(1点10円)</u> ≪1≫ 外保連試案点数(試案にない場合は妥当な点数): 2,098点≪2≫ 別 途請求が認められていない必要材料と価格(定価): 0

技術:前眼部3次元画像解析

概要:光干渉やレーザー、赤外線を用いて光学的に前眼部、角膜、水晶体を観察し3次元的な解析を行う(前眼部OCT, ペンタカム等を用いた検査)

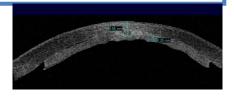
対象疾患:緑内障、角膜混濁、白内障、前眼部腫瘍

- A 角膜の形状解析 角膜混濁下の状態の把握
- B 前眼部を三次元的に解析することが可能
- C 水晶体混濁などを定量的に解析可能 解剖学的な情報が通常の生体顕微鏡では得られなかったものも得られる

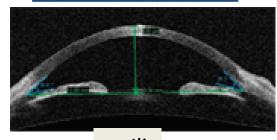
従来の技術 細隙灯顕微鏡検査 隅角検査



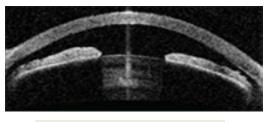
角膜の観察 前眼部OCT



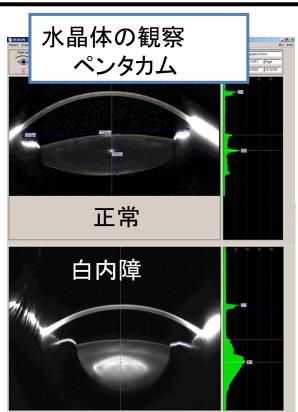
前房隅角の観察 前眼部OCT



正常



閉塞隅角緑内障

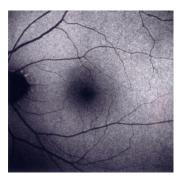


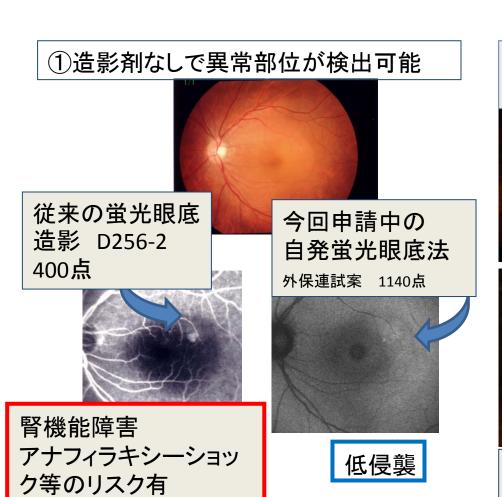
- ※各項目のポイントを簡潔に記載すること。
- ※技術の概要を平易な用語や図表を用いて、A4 用紙 1 枚でまとめた資料を添付すること。
- ※既に記載されている様式を変更することなく、空欄を埋める形で記載し、1枚に収めること。

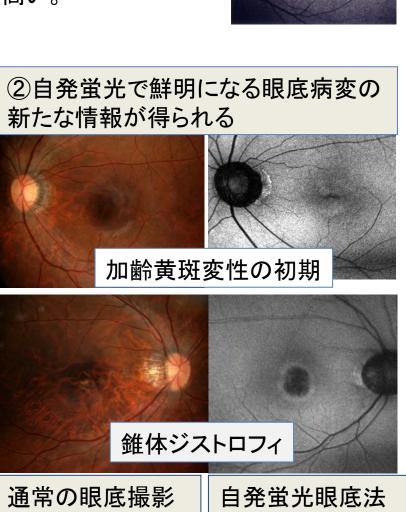
申請団体名	日本眼科学会	
	眼底自発蛍光撮影(自発蛍光眼底法)	
技術の概要	造影剤を用いることなく、眼底自体の発する蛍光を、眼底カメラまたは眼撮 影装置により観察・撮影する。	
対象疾患名	網膜疾患 (網膜色素変性、加齢黄斑変性 等)	
保険収載の必要性	自発蛍光撮影は、網膜色素変性や加齢黄斑変性等の難病網膜疾患の発見・経過観察を、低侵襲で高い安全性をもって行うことができる検査法である。造影剤を用いることなく、眼底自体の発する蛍光を観察するため、被検者に負担が少ない。	
【評価項目】		
I - ①有効性 ・治癒率、死亡率、QOL の改善等 ・学会のガイドライン等 ・エビデンスレベル	エビデンスレベル (別紙参照); IV 通常の眼底検査では検出できない黄斑の変化を検出できるため、診断に有用である。 しかも造影剤を用いないため、患者への負担が少ない。 また、蛍光強度を定量的に解析することが可能であり網膜病変の進行を数値化し客 観的な評価ができる点が優れている。	
I -②安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度	造影剤を用いない安全性の高い検査であり、副作用等のリスクはなく繰り返し撮影することによる障害の報告はない。	
I -③技術的成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度(専門性、施設基準等)	主にヨーロッパ、米国での先行研究があり、わが国でも研究報告、症例報告が増えている。黄斑疾患の診断、治療にお有用性が示され検査が行なう施設が増加しつつある。	
I -④倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)	問題なし	
I-⑤普及性 ·年間対象患者数 ·年間実施回数等	年間対象患者数 50,000 人 年間実施回数 2 回 自発蛍光撮影が可能な眼底カメラ及び眼撮影装置は、国内で約400台設置されて おり、年間実施件数は1台あたり年間200-300件。 なお、対象疾患は、網膜色素変性10,000人、加齢黄斑変性等の網膜疾患40,000人。	
I-⑥効率性 ・新規性、効果等について既存の治療法、検査法等と比較	自発蛍光撮影 11,400 円×50,000 人×2回=11 億 4,000 万円増。蛍光眼底撮影の件数が 50,000 件減、5,000 件×400 点=2 億円。フルオレセイン薬品 1,211 円×5,000 件 (6,050 万円)、ICG 1,646 円×5,000 件 (8,230 万円)の使用減少が期待され検査費は約 8 億円増にとどまる。早期に疾患を発見することにより加齢黄斑変性の発症を遅らせることができたり、早期発見により治療回数を抑制することができる患者が検査対象者の 5% (2,000 人)として、1 年間の抗 VEGF 剤による治療がひとりあたり 1 クール減と限って試算すると(ラニビズマブ 176,235 円+手技料 5,800 円)×3 回投与×2,000 人= 11 億円の医療費が抑制される。差し引き 3 億円の医療費減予想影響額 300,000,000 円 減 既存の技術;診療報酬の区分番号 D256-2 技術名 眼底カメラ撮影 2 蛍光眼底の場合	
Ⅰ -⑦診療報酬上の取扱		
・妥当と思われる区分 (一つに〇をつける)	C在宅 D検査 E画像 F投薬 G注射 Hリハビリ I精神 J処置 K手術 L麻酔 M放射線 N病理・その他 〇D検査	
・妥当と思われる点数及びその根拠	<u>点数 1,144 点(1点10円)</u> ≪1≫ 外保連試案点数(試案にない場合は妥当な点数):1,144点≪2≫ 別 途請求が認められていない必要材料と価格(定価):0	

眼底自発蛍光撮影(自発蛍光眼底法)

眼底自体が発する蛍光を眼底カメラ等で撮影する技術で 加齢黄斑変性やその他の黄斑疾患の診断、経過観察に有用 造影剤を用いないため低侵襲で安全性が高い。







D256-1 56点

- ※各項目のポイントを簡潔に記載すること。
- ※技術の概要を平易な用語や図表を用いて、A4 用紙 1 枚でまとめた資料を添付すること。
- ※既に記載されている様式を変更することなく、空欄を埋める形で記載し、

 1枚に収めること。

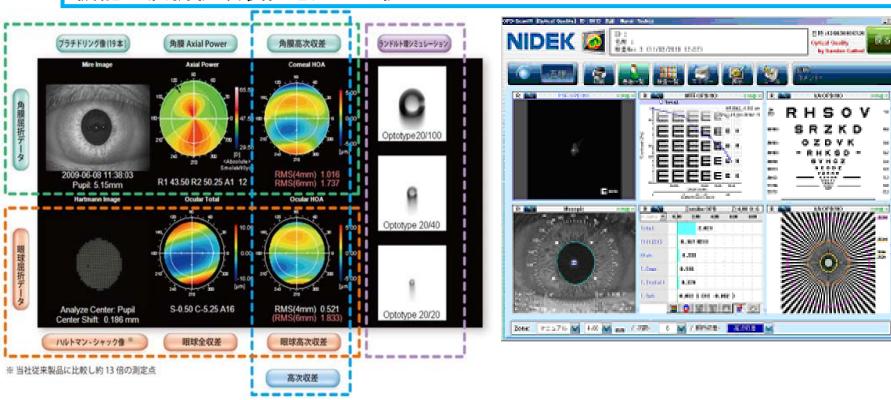
日本眼科学会
高次視機能検査
高次視機能検査では患者の眼球の光学的な特性を収差として評価するなど 詳細な視機能評価
屈折異常(不正乱視、近視、乱視)、白内障、角膜混濁、黄斑疾患など
視力のみでは患者の詳細な視機能評価として極めて不十分である。高次視機 能検査では患者の眼球の光学的な特性を収差として評価することで、詳細な 視機能評価が可能となる。
エビデンスレベル (別紙参照): II 当該技術と類似性を持つ既存の技術は存在しない。また、当該技術を使用しての式 の評価については、その有効性が多くの文献によって報告されている。
極めて安全性は高い。
検査手技は確立されている。測定は極めて容易であり、特に熟練は要しない。 結果の解析には、専門的な知識を要する。
問題なし
年間対象患者数 13,000 人 年間実施回数 3 回 角膜不正乱視などで、現在 130,000 件の角膜形状解析が行われている (平成 19 年度調査)。このうち 30%がさらに当検査が必要と推定する。
検査件数は 39,000 件。角膜形状解析 (110 点) の一部は行われなくなる (39,000 件減)。 <u>予想影響額 248,820,000 円 増</u> 既存の技術;診療報酬の区分番号 技術名
C 在宅 D 検査 E 画像 F 投薬 G 注射 H リハビリ I 精神 J 処置 K 手術 L 麻酔 M 放射線 N 病理・その他 ○D 検査
<u>点数 748 点(1点10円)</u> ≪1≫ 外保連試案点数(試案にない場合は妥当な点数): 748 点≪2≫ 別 途請求が認められていない必要材料と価格(定価): 0

技術名: 高次視機能検査

対象疾患:白内障、円錐角膜、不整乱視等

現行の検査(D261 屈折検査 D265 角膜曲率半径検査 D265-2 角膜形状解析検査)では白内障や不整乱視などの複雑な屈折状態の眼の評価が難しく見え方のシュミレーションが困難

眼球収差情報と、トポグラファーの機能より得られる角膜収差情報により、角膜疾患、初期白内障の他覚的な見え方をシュミレーションしての評価、眼内レンズ選択時のサポート、明所・暗所での瞳孔径解析などに有用なデータを取得する多機能型屈折検眼装置を用いた検査



- ※各項目のポイントを簡潔に記載すること。
- ※技術の概要を平易な用語や図表を用いて、A4 用紙 1 枚でまとめた資料を添付すること。
- ※既に記載されている様式を変更することなく、空欄を埋める形で記載し、

 1枚に収めること。

申請団体名	日本眼科学会
技術名	広角眼底撮影
技術の概要	撮影に非協力的な乳幼児や小児においては催眠下で眼底撮影を行う。
 対象疾患名	未熟児網膜症、網膜芽細胞腫、網膜色素変性
保険収載の必要性	未熟児網膜症や網膜芽細胞腫や小児網膜変性疾患の診断と治療は客観性を 持たない難点があった。デジタル画像で同時に多人数が客観的判断できる。
【評価項目】	
I-①有効性 ・治癒率、死亡率、QOLの改善等 ・学会のガイドライン等 ・エビデンスレベル	エビデンスレベル (別紙参照); V 小児眼内病変をデジタル画像で記録できる客観性が有効である。早期の診断・治療で失明予防や救命が可能である。
I -②安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度	眼底撮影器の先端に角膜保護薬であるスコピゾールを塗布して撮影するため、これまで角膜障害などの副作用はなく、安全性は高い。
I-③技術的成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度(専門性、施設基準等)	本機器が携帯型であるため通常の眼底撮影よりやや困難。1~2 回の技術指導で撮影は可能である。学会発表でも眼底像が明瞭に示され、理解が深まっている。未熟児の場合は体調管理の目的で小児科医の立会が望ましい。
I -④倫理性・社会的妥当性	問題なし
(問題点があれば必ず記載)	
I -⑤普及性 ・年間対象患者数 ・年間実施回数等	年間対象患者数2,000人年間実施回数3回年間に少なくとも3,000人位が眼底検査の対象であり、通常の撮影はその半数1,500人。年間対象患者数1,500人年間実施回数(1人当たり)3回網膜芽細胞腫は年間対象患者数約70人年間実施回数(1人当たり)10回。2. 蛍光眼底の場合はこれらのうちのごく一部で年間100件。
I-⑥効率性 ・新規性、効果等について既存の治療法、検査法等と比較	最近の出生数を年間約 100 万人として、年間に少なくとも 3,000 が眼底検査の対象であり撮影はその半数 1,500 人。年間実施回数 (1 人当たり) 3 回 網膜芽細胞腫は約 15,000 人に 1 人の割合で発生するといわれていることから年間対象患者数 約 70 人 年間実施回数 (1 人当たり) 10 回 その他網膜変性疾患が 500 件予想影響額 64,093,000 円 増 既存の技術;診療報酬の区分番号 技術名
Ⅰ-⑦診療報酬上の取扱	
・妥当と思われる区分 (一つに〇をつける) ・妥当と思われる点数及びその根拠	C 在宅 D 検査 E 画像 F 投薬 G 注射 H リハビリ I 精神 J 処置 K 手術 L 麻酔 M 放射線 N 病理・その他 ○ D 検査 点数 1) 通常の方法 1,088 点 2) 蛍光眼底法 2,087 点 点 (1点10円) ≪1≫ 外保連試案点数 (試案にない場合は妥当な点数):1) 1,088 点 2) 2,087≪2≫ 別途請求が認められていない必要材料と価格 (定価):0

技術名:広角眼底撮影

技術の概要:撮影が困難な乳幼児等の眼底を広画角デジタル撮影

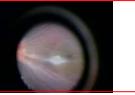
をする。仰臥位で眼底の広範囲の撮影が可能

対象疾患:未熟児網膜症、網膜芽細胞腫、レーバー先天盲等

実例:未熟児網膜症の眼底観察は熟練を要する。通常の成人用の眼底カメラは使え

ない。従来の手持ち式の眼底カメラは画角が狭く撮像が困難

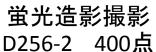
従来の眼底撮影 D256-1 56点



 \iff

①小児・乳幼児では撮影が困難 ②観察視野が狭く 多数撮像が必要





広角眼底撮影





デジタル画像 の特性から遠 隔診断も可能 (米国で導入)

未熟児網膜症の治療には欠かせない装置



広い視野の撮像可能 蛍光造影撮影も可能

- ※各項目のポイントを簡潔に記載すること。
- ※技術の概要を平易な用語や図表を用いて、A4 用紙 1 枚でまとめた資料を添付すること。
- ※既に記載されている様式を変更することなく、空欄を埋める形で記載し、

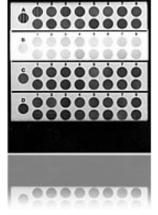
 1枚に収めること。

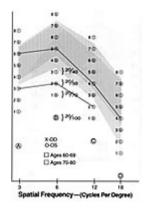
申請団体名	日本眼科学会
技術名	コントラスト感度・視力
技術の概要	本検査は眼の空間周波数特性を測定し日常生活に近い状態での視機能の質を把握するための自覚的検査である。
対象疾患名	白内障、その他の視機能低下を生じる可能性がある疾患
保険収載の必要性	「見え方」を、様々な環境で遭遇する低コントラストやグレア負荷の状態で 把握することができるため、日常生活での視機能に直結する検査である。
【評価項目】	
I -①有効性 ・治癒率、死亡率、QOL の改善等 ・学会のガイドライン等 ・エビデンスレベル	エビデンスレベル (別紙参照); IV コントラスト感度は白内障があると有意に低下する。視力が良好な白内障患者の手術時期の決定にはコントラスト感度を測定して機能障害の程度を把握する必要がある。(「白内障診療ガイドライン」日本白内障学会誌 2004 年 7 月 16 号別冊)
I -②安全性 ・副作用等のリスクの内容と頻度	検査における危険性は特になく、副作用もない。
I -③技術的成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度(専門性、施設基準等)	コントラスト感度測定検査は熟練した視能訓練士あるいは医師が行うこと が望ましいと考えられる。施設基準なし。
I -④倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)	問題なし
I -⑤普及性 ・年間対象患者数 ・年間実施回数等	<u>年間対象患者数 100,000 人</u> <u>年間実施回数 2 回</u> 熟練した視能訓練士あるいは医師が行うことが望ましいと考えられる。
I -⑥効率性 ・新規性、効果等について既存の治療法、検査法等と比較	比較的視力の良好な白内障、角膜混濁等を有し手術適応を検討する年間 10 万人。ひとりあたり年 2 回の測定 <u>予想影響額 2,648,000,000円 増</u> 既存の技術;診療報酬の区分番号 技術名
Ⅰ−⑦診療報酬上の取扱	
・妥当と思われる区分 (一つにOをつける)	C 在宅 D 検査 E 画像 F 投薬 G 注射 H リハビリ I 精神 J 処置 K 手術 L 麻酔 M 放射線 N 病理・その他 〇 D 検査
・妥当と思われる点数及びその根拠	<u>点数 1,324 点(1点10円)</u> ≪1≫ 外保連試案点数(試案にない場合は妥当な点数):1,324≪2≫ 別途 請求が認められていない必要材料と価格(定価):0

技術名:コントラスト感度・視力検査対象疾患:白内障、角膜混濁等

アイボータ	V N	視力検査	表	3m用
).2	0	0	C	0
).3	O	O	0	C
).4	С	O	O	0
).5	၁	O	ဂ	C
0.6	O	0	С	O
0.7	0	O	0	С
0.8	0	0	С	O
).9	o	٥	0	С
0.1	С	0	0	o
1.2	0	o	0	c
1.5	o	٥	c	0
		ŀ	nttp://eyepo	ortal.jp/









コントラスト感度測定装置

検査結果

グレアテスト付 検査表

現行の検査

一般に使われている標準 視力表はコントラストの高 い白黒の文字を識別する 能力を測る検査として用い られる。(D263)

標準視力表では良い視力がでていても、実際には治療を必要とするケースが多くある。

MTF(空間周波数特性)を用いたコントラスト感度検査 縞の明暗が正弦波的に移行し、縞の間隔が漸次狭く なっている縞模様で、かろうじて判別するのに必要なコントラストを測定すると、眼のMTFが測定可能。MTFは横軸 に縞の間隔を、縦軸に縞のコントラストをとり、縞として見 える点を結んだものとして示す。

コントラスト感度を用いて視覚感度を検出し、従来の標準 視力表で検査するよりも早い段階で視覚病変を検出かつ 定量化が可能。

コントラスト感度テストは屈折異常の矯正効果や白内障 進行や治療効果の評価に有用 さらにグレア負荷など加 え自動車運時の視機能評価などでも有用

申請団体名	日本眼科学会
技術名	コンタクトレンズ検査料
診療報酬区分(1つに〇)	C在宅・D検査・E画像・F投薬・G注射・Hリハビリ・I精神・J処置・ K手術・L麻酔・M放射線・N病理・その他 OD検査
診療報酬番号	D282-3-1
技術の概要	コンタクトレンズ(以下 CL)が眼に適正にフィットしているかを確認する。
再評価区分	1. 算定要件の見直し(適応疾患の拡大、施設基準、回数制限等) 2. 点数の見直し(増点) 3. 点数の見直し(減点) 4. 点数の見直し(別の技術料として評価) 5. 保険収載の廃止 6. その他()
具体的な内容	CL の種類別による CL 検査料を算定 点数 *ソフト CL200点、ハード CL300点、特殊 CL (乱視を矯正するトーリック CL、老視を矯正する遠近両用 CL) 400点 (1点10円) ≪1≫ 外保連試案点数 (試案にない場合は妥当な点数): 884 ≪2≫ 別途請求が認められていない必要材料と価格 (定価): 0
【評価項目】	
Ⅲ-①再評価の理由 (根拠、有効性等について必ず記載す ること。)	CL に関する検査料は包括化されているが、CL の種類によって処方する時間、難易度(処方技術)は異なるため、CL の種類別による CL 検査料を算定していただきたい。ソフト CL200点、ハード CL300点、特殊 CL (乱視を矯正するトーリック CL、老視を矯正する遠近両用 CL) 400点が妥当な評価であると提案する。
点数の見直しの場合	200 点 → 200, 300, 400 点
Ⅲ-②普及性の変化 ・年間対象患者数の変化 ・年間実施回数の変化等	年間対象患者数の変化 現在 500万 人→
Ⅲ-③予想される医療費へ影響(年間)	<u>予想影響額 5675000000 円 増</u> 増点した場合に予想される当該技術にかかるおよその医療費は 216 億円これ から従来の検査料を 160 億円を差し引く
(影響額算出の根拠を記載する。) ・予想される当該技術に係る医療費 ・当該技術の保険収載に伴い減少又 は増加すると予想される医療費	CL 使用者のうちソフト CL が約 60%、ハード CL が約 25%、特殊 CL が約 15% (トーリック CL 約 10%、遠近両用 CL 約 5%) と推察される。 平成 21 年 6 月審査分から CL 検査料年間の CL 検査料が約 160 億円と推察される。増点した場合に予想される当該技術にかかるおよその医療費は 216.75 億円となり、216.75-160=56.75 (億円) の増額が予想される。
Ⅲ-④算定要件の見直し等によって、 新たに使用される医薬品又は医療機器(未採用技術の例にならって記載)	1. 特になし(別紙及び添付文書は不要)

Ⅲ-⑤その他	外保連試案コード: 15 - 1 - 16 技術度: C 医師(術者以外): O 看護師: O その他: 1 所要時間(分): 45
Ⅲ−⑥関係学会、代表的研究者等	

	。また、別紙への記載か必要な場合は3枚に収めること。
申請団体名	日本眼科学会
技術名	乳幼児視力測定
診療報酬区分(1つに〇)	C在宅・D検査・E画像・F投薬・G注射・Hリハビリ・I精神・J処置・ K手術・L麻酔・M放射線・N病理・その他 〇D検査
診療報酬番号	D282-2
技術の概要	4歳未満の乳幼児又は通常の視力検査ができない児の視力測定
再評価区分	1. 算定要件の見直し(適応疾患の拡大、施設基準、回数制限等) 2. 点数の見直し(増点) 3. 点数の見直し(減点) 4. 点数の見直し(別の技術料として評価) 5. 保険収載の廃止 6. その他(
具体的な内容	現行の PL 法は粟屋-Mohindra 方式しか算定されないが、同じ PL 法であるカード等を用いた方法での要望 点数 *カード等によるもの 90 点 (1点10円)≪1≫ 外保連試案点数(試案にない場合は妥当な点数): 878 点≪2≫ 別途請求が認められていない必要材料と価格(定価): 0
【評価項目】	
Ⅲ-①再評価の理由 (根拠、有効性等について必ず記載す ること。)	PL 法(選考注視法)は、乳幼児を対象とした行動観察による心理物理的行動 観察手法。縞刺激を乳幼児に提示して視力を測定するが、現在認められてい る栗屋-Mohindra 方式以外のテラーカード等を用いる方法も PL 法に含まれ、 欧米ではテラーカードを用いる PL 法は Teller card preferential looking と呼ばれ、最も普及している検査法として医療保険上でも認可されている。
 点数の見直しの場合	
Ⅲ-②普及性の変化 ・年間対象患者数の変化 ・年間実施回数の変化等	年間対象患者数の変化 現在 2,000 人→
Ⅲ-③予想される医療費へ影響(年間)	予想影響額 25600000 円 増 平成21年度社会医療診療行為別調査よりPL法は年間14,400人を対象として 行われている。平成18年度日本眼科医会眼科実態調査では、粟屋-Mohindra 方式の設置状況は、大学病院:66.7%, 一般病院3.0%, 無床診療所:0.9%
(影響額算出の根拠を記載する。) ・予想される当該技術に係る医療費 ・当該技術の保険収載に伴い減少又 は増加すると予想される医療費	1 歳~4 歳児(500 万人)で視力障害に関する有訴者率は 10 万人。そのうち 5 万人が眼科受診し、その 8 割の 4 万人に対し年平均 4 回視力測定、4 万人 x 900 ×4=144,000,000(円)。ランドルト環等を用いた繰り返し矯正視力検査の減少(4 万人 x 740 ×4=118,400,000円)が推定される。
Ⅲ-④算定要件の見直し等によって、 新たに使用される医薬品又は医療機器(未採用技術の例にならって記載)	2. あり(別紙に記載)

Ⅲ-⑤その他	外保連試案コード: 15, 17 - 1 - 19, 21 技術度: D 医師(術者以外): 0 看護師: 1 その他: 2 所要時間(分): 30
Ⅲ−⑥関係学会、代表的研究者等	

申請団体名	日本眼科学会	
技術名		
診療報酬区分(1つに〇)	C在宅・D検査・E画像・F投薬・G注射・Hリハビリ・I精神・J処置・ K手術・L麻酔・M放射線・N病理・その他 〇D検査	
診療報酬番号	D268	
技術の概要	眼筋機能精密検査及び輻輳検査とはマドックスによる複像検査、コージオメ ータによる検査、正切スカラによる眼位の検査、輻輳近点検査	
再評価区分	1. 算定要件の見直し(適応疾患の拡大、施設基準、回数制限等) 2. 点数の見直し(増点) 3. 点数の見直し(減点) 4. 点数の見直し(別の技術料として評価) 5. 保険収載の廃止 6. その他(この他実際に行われている検査の明記	
具体的な内容	現在用いられていない検査手技を削除し、実際に用いられている検査法を明記 <u>点数 *検査名の改正のみ 点(1点10円)</u> 《1》 外保連試案点数(試案にない場合は妥当な点数):30:眼筋機能精密検査 680点、15:輻輳検査 290点 《2》 別途請求が認められていない必要材料と価格(定価):	
【評価項目】		
Ⅲ-①再評価の理由 (根拠、有効性等について必ず記載す ること。)	現在用いられていない検査(コージオメータによる検査)を削除し実際に用いられている検査名 1. 視診による眼球運動検査・遮閉試験(交代遮閉試験を含む) 2. プリズムを用いた遮閉試験(交代遮閉試験を含む) 3. HESS 赤緑試験)の文言を盛り込む改正。	
点数の見直しの場合	<u>点 → 点</u>	
Ⅲ-②普及性の変化 ・年間対象患者数の変化 ・年間実施回数の変化等	年間対象患者数の変化 現在 446,000 人→ 446,000 人 変化無し 年間実施回数の変化 現在 892,000 回→ 892,000 回 変化無し 件数に関しては変化はない。	
Ⅲ-③予想される医療費へ影響(年間)	<u>予想影響額 0 円 増</u> *	
(影響額算出の根拠を記載する。) ・予想される当該技術に係る医療費 ・当該技術の保険収載に伴い減少又 は増加すると予想される医療費		
Ⅲ-④算定要件の見直し等によって、 新たに使用される医薬品又は医療機器(未採用技術の例にならって記載)	1. 特になし(別紙及び添付文書は不要)	

Ⅲ-⑤その他	外保連試案コード:14, -1 - 15,30 技術度:30=D,15=C 医師(術者以外):0 を (分):30=30,15=10	看護師:0	その他 : 1	所要時間
Ⅲ-⑥関係学会、代表的研究者等				

申請団体名	日本眼科学会
技術名	屈折検査
診療報酬区分(1 つに〇)	C在宅・D検査・E画像・F投薬・G注射・Hリハビリ・I 精神・J 処置・ K手術・L麻酔・M放射線・N病理・その他 〇D検査
診療報酬番号	D261
技術の概要	屈折異常の検査
再評価区分	1. 算定要件の見直し(適応疾患の拡大、施設基準、回数制限等) 2. 点数の見直し(増点) 3. 点数の見直し(減点) 4. 点数の見直し(別の技術料として評価) 5. 保険収載の廃止 6. その他(算定要件の見直し(適応疾患の拡大、施設基準、回数制限等)
具体的な内容	弱視や不等同視などが疑われる場合など必要に応じて矯正視力検査と併施しておこなうことを認める 点数 点数の増点は請求なし 点 (1点10円) ≪1≫ 外保連試案点数 (試案にない場合は妥当な点数): 355 点 ≪2≫ 別途請求が認められていない必要材料と価格 (定価): 0
【評価項目】	
Ⅲ-①再評価の理由 (根拠、有効性等について必ず記載すること。)	現行では調節麻痺薬を用いた屈折検査等で必要があって行った屈折検査を算定できない。不同視弱視や屈折異常に左右差があり、患者に不等像視の影響を考慮しながら眼鏡処方を行う場合は、患者の自覚的屈折検査が不可欠であり、これは調節麻痺下では実施できない検査である為、眼鏡処方の為の屈折検査と矯正視力検査は別の日に検査をせざるを得ない。 患者の状況に最適と思われる措置を行い、その技術に見合った算定がなされるよう、現行の算定の見直しを提案する。
点数の見直しの場合	<u>点 → 点</u>
Ⅲ-②普及性の変化 ・年間対象患者数の変化 ・年間実施回数の変化等	年間対象患者数の変化現在15,000,000人→ 15,000,000人 変化無し年間実施回数の変化現在24,000,000回→ 25,000,000回 回社会医療診療行為別調査年間2400万件の屈折検査が行われている(平成 21年)必要な検査を認めると約 100万件増。
Ⅲ-③予想される医療費へ影響(年間) (影響額算出の根拠を記載する。) ・予想される当該技術に係る医療費 ・当該技術の保険収載に伴い減少又 は増加すると予想される医療費	予想影響額 690000000 円 増 現行の屈折検査点数のまま、検査回数制限を緩和すると、690円×100万件 現行の屈折検査点数のまま、検査回数制限を緩和すると、690円×100万件

Ⅲ-④算定要件の見直し等によって、 新たに使用される医薬品又は医療機器(未採用技術の例にならって記載)	1. 特になし (別紙及び添付文書は不要)
Ⅲ-⑤その他	外保連試案コード:14-1-1 技術度:B 医師(術者以外):0 看護師:0 その他:1 所要時間(分): 15
Ⅲ-⑥関係学会、代表的研究者等	

申請団体名	日本眼科学会	
	角膜内皮細胞顕微鏡検査	
診療報酬区分(1 つに〇)	C在宅・D検査・E画像・F投薬・G注射・Hリハビリ・I 精神・J 処置・	
砂焼料断込力(りにし)	│ ○任七・□検査・□画隊・F技業・G注射・□りハこり・I 精神・J 処置・ │ K手術・L麻酔・M放射線・N病理・その他 〇D検査	
	D279	
144 / P = 0 100 TF		
技術の概要 	角膜内皮細胞を生体顕微鏡で観察、細胞密度等の計測を行なう 	
 再評価区分	 1. 算定要件の見直し(適応疾患の拡大、施設基準、回数制限等)	
	2. 点数の見直し(増点)	
	3. 点数の見直し(減点)	
	4. 点数の見直し(別の技術料として評価)	
	5. 保険収載の廃止 6. その他(
	O. ての他(算定要件の見直し(適応疾患の拡大、施設基準、回数制限等)	
 具体的な内容	現在の検査の適応病名のひとつに水疱性角膜症が記載されているが、水疱性	
	角膜症を角膜内皮障害と改変しまた角膜内皮炎を適応病名に追加。	
	<u> 無数 無数の変更要量なし 無 (+ 無 + 0 + 1) </u> ≪1≫ 外保連試案点数(試案にない場合は妥当な点数): 1,202 点	
	≪2≫ 別途請求が認められていない必要材料と価格(定価):0	
【評価項目】		
Ⅲ−①再評価の理由	現在の検査の適応のひとつに水疱性角膜症が記載されているが、これは角膜	
(根拠、有効性等について必ず記載す	内皮障害の末期の病名である。ほとんどの水疱性角膜症は本検査の施行をし	
ること。)	│ても十分な解析が行なえない状態であり矛盾がある。また角膜内皮炎などで │は薬物治療の適応評価に必須である。	
	は朱初石原の週心計画に必須でめる。	
 点数の見直しの場合		
Ⅲ-②普及性の変化	年間対象患者数の変化 現在 1,000,000 人→	
・年間対象患者数の変化	1,020,000 人 增	
- 年間実施回数の変化等	年間実施回数の変化 現在 2 回→	
	<u>2 回 変化無し</u>	
	ほとんどが眼科手術術前後の検査の目的で行なわれており適応病名の改変で あり現在の年間 200 万件検査件数への影響は少なく 5% (10 万件) 程度増加	
	60分別任の年间200万円後五円数への影音は夕なく5/0(10万円)住及追加	
Ⅲ-③予想される医療費へ影響(年間)	予想影響額 60000000 円 増	
	現行の件数より 5%増で 10 万件の増加	
(影響額算出の根拠を記載する。)	現行の件数より 5%増で 10 万件の増加、現行の診療報酬 1,600 円据え置きとし	
・予想される当該技術に係る医療費 ・当該技術の保険収載に伴い減少又	│て 1 億 6 千万円の医療費増。角膜内皮障害の診断の適切化、角膜内皮炎の治 │療等が適切に行なわれることでの角膜混濁による角膜移植手術抑制効果が期	
は増加すると予想される医療費	待できる。角膜移植 100 件が抑制されたとして一人あたり 100 万円の医療費	
TOTAL TOTAL TRANSPORT	抑制と推定し1億円の医療費抑制。	
Ⅲ-④算定要件の見直し等によって、	1. 特になし(別紙及び添付文書は不要)	
新たに使用される医薬品又は医療機		
器(未採用技術の例にならって記載)		

Ⅲ-⑤その他	外保連試案コード:15-1-2 技術度:D 医師(術者以外):0 看護師:1 その他:1 所要時間(分): 60
Ⅲ-⑥関係学会、代表的研究者等	

- ※各項目のポイントを簡潔に記載すること。
- ※技術の概要を平易な用語や図表を用いて、A4 用紙 1 枚でまとめた資料を添付すること。
- ※既に記載されている様式を変更することなく、空欄を埋める形で記載し、

 1枚に収めること。

申請団体名	日本眼科手術学会	
技術名	涙管チューブ挿入術 (涙道内視鏡併施)	
技術の概要	従来、盲目的に涙管チューブを挿入していたが、涙道内視鏡を使用することで、涙管チューブを安全確実に挿入することが可能となる。	
対象疾患名	涙道閉塞症、涙道狭窄症、涙膿炎	
保険収載の必要性	流涙を訴える患者は潜在的に多く存在する。涙嚢鼻腔吻合術は、涙管チューブ挿入術に比較すると侵襲がとても強い。涙管チューブ挿入術は従来盲目的に涙道へ挿入されていたが、涙道内視鏡を併施することで、仮道形成のリスクを減らし確実性を高めることが可能となる。	
【評価項目】		
I -①有効性 ・治癒率、死亡率、QOL の改善等 ・学会のガイドライン等 ・エビデンスレベル	エビデンスレベル (別紙参照); V 鼻涙管閉塞症に対する涙道内視鏡併用シリコーンチューブ留置術の成績: 臨床眼科,58 巻 5 号,731-733,2004. 涙道内視鏡下でのヌンチャク型シリコーンチューブ挿入術の手術成績: 臨床眼科,62 巻 10 号,1643-1647,2008. 涙道内視鏡手術: 鼻涙管閉塞に対する涙道内視鏡下涙管チューブ挿入術: 眼科手術,21 巻 1 号,75-77,2008.	
Ⅰ-②安全性	ほとんどない。	
・副作用等のリスクの内容と頻度		
I -③技術的成熟度 ・学会等における位置づけ ・難易度(専門性、施設基準等)	内視鏡および涙管チューブ挿入術両方に習熟した医師が行うことが望ましい。施設基準は必要ない。	
I -④倫理性・社会的妥当性 (問題点があれば必ず記載)	問題なし	
I -⑤普及性 ・年間対象患者数 ・年間実施回数等	<u>年間対象患者数 5,460 人</u> <u>年間実施回数 1 回</u> 平成 19 年社会医療診療行為別調査より、涙管チューブ挿入術 5,460 例/年が 対象となりうる。実施回数は 1 人あたり年 1 回。	
I -⑥効率性 ・新規性、効果等について既存の治療法、検査法等と比較	涙嚢鼻腔吻合術の平成 19 年症例数 3, 180 例。その中の 3 分の 2 が涙道内視鏡併施による 涙管チューブ挿入術にて治癒したと仮定する。3, 180 症例の 3 分の 2 は 2, 120 例、2, 120 例×21, 750 点にて 461, 100, 000 円の削減。涙管チューブ挿入術が 涙道内視鏡併施により増加する点数 12, 915 点 - 1810 点 = 11, 105 点×5, 460 例にて 606, 333, 000 円の増加。差し引き 145, 233, 000 円の削減となる。 予想影響額 1, 117, 058, 400 円 減 既存の技術;診療報酬の区分番号 K204 技術名 涙嚢鼻腔吻合術	
Ⅰ-⑦診療報酬上の取扱		
・妥当と思われる区分 (一つに〇をつける) ・妥当と思われる点数及びその根拠	C 在宅 D 検査 E 画像 F 投薬 G 注射 H リハビリ I 精神 J 処置 K 手術 L 麻酔 M 放射線 N 病理・その他 〇 K 手術 <u>点数 30,714 点(1点10円)</u> ≪1≫ 外保連試案点数(試案にない場合は妥当な点数):15,630点≪2≫ 別途請求が認められていない必要材料と価格(定価):15,084円(試案参照)	